

令和 7 年度 標津町奨学資金貸付金について

1 貸付対象者

本町住民の子弟で令和 7 年 4 月に義務教育以上の学校へ進学する方
又は在学中の方で、学資の支弁が困難な方

※保育教諭学校に進学する方のみ、所得制限がなくなり、町外在住
の標津高校生も貸付対象となります。

[義務教育以上の学校]

高等学校、大学、短大、看護師学校、各種専門学校、保健師学校、助産師
学校、保育教諭学校（幼稚園教諭・保育士両方の資格が取得可能な学校）

2 貸付の内容

学 校 区 分		貸 付 金 額	
高等学校		月 額	8,000 円
大学、短大、各種専門学校、看護師学校		月 額	20,000 円
保健師学校、助産師学校		月 額	25,000 円
保育教諭学校		月 額	25,000 円
大学（通信教育）	通年スクーリング	月 額	20,000 円
	夏季・冬季スクーリング	一面接授業期間	35,000 円

- 貸付期間は、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の 12 ヶ月間です。
- 貸付方法は、12 ヶ月分を年 4 回に分けて貸付します。
- 他奨学金を受けていても貸付可能です。
- 卒業後 1 年間据え置き、奨学資金の貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間内で償還となります。
- 保育教諭学校に進学される方は、卒業後、標津町内の認定こども園に正職員として採用された段階で据置期間を 2 年延長。勤務期間が 3 年を超えた時点で奨学金の返還を免除します。

3 申請手続き

(1) 申請期間 令和 7 年 3 月 3 日（月）～令和 7 年 4 月 10 日（木）

(2) 提出書類

- ・奨学資金貸付申請書（様式第 1 号）
- ・奨学生推薦書（様式第 2 号）

- ・ 在学証明書
 - ・ 健康診断書
 - ・ 世帯の収入を確認できる書類
(源泉徴収票の写し若しくは確定申告書の写し)
- ※記入方法等は別紙をご覧ください。

(3) 提出先 標津町教育委員会 管理課 管理担当
(TEL 0153-82-3110)

4 奨学生の決定

6月中旬までに学校長を通じて「奨学生選定通知書」を交付します。
なお、奨学生として選定されなかった場合、申請者本人宛の書面でお知らせします。

5 決定後の手続き

決定後、下記の書類を教育委員会管理課に提出していただきます。

- 借用証書
- 奨学金振込口座届
- 世帯主（保護者）の町税等納税証明書
- 連帯保証人2名の町税等納税証明書

6 貸付金の償還方法

卒業後1年間据え置き、奨学資金の貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内で償還となります。

※保育教諭学校に進学される方は、卒業後、標津町内の認定こども園に正職員として採用された段階で据置期間が2年延長され、勤務期間が3年を超えて時点で奨学金の返還が免除されます。

7 その他

その他の事項については、決定者本人へ書面によりお知らせします。

8 問い合わせ先

〒086-1632 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町教育委員会 管理課 管理担当
TEL 0153-82-3110 FAX 0153-82-3111